

TaxReport

新しい事業承継税制の活用

- 1 経営承継円滑化法創設の背景
- 2 相続税の納税猶予制度の創設
- 3 贈与税の納税猶予制度

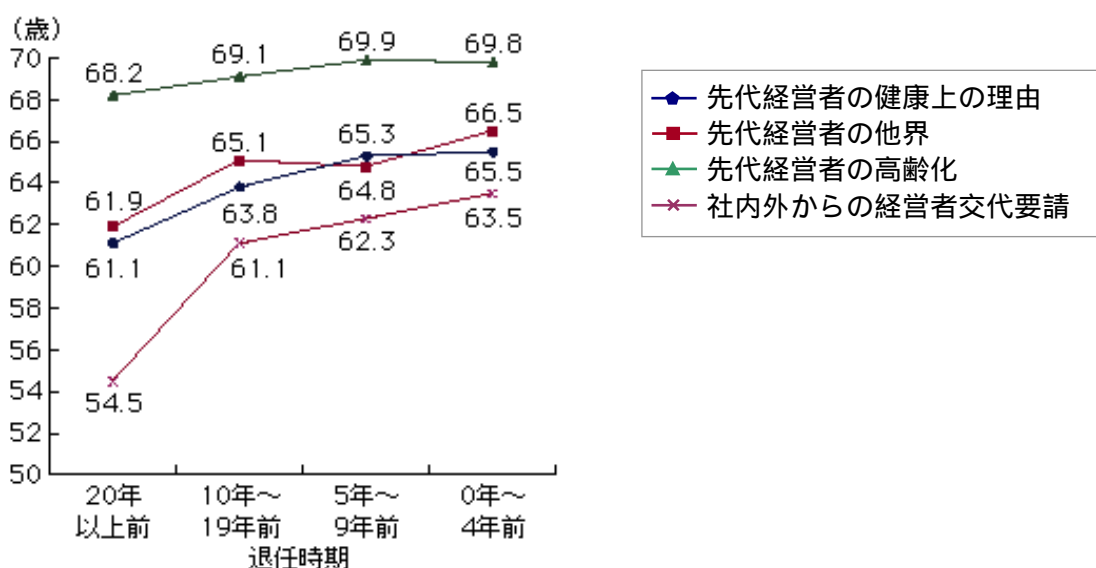
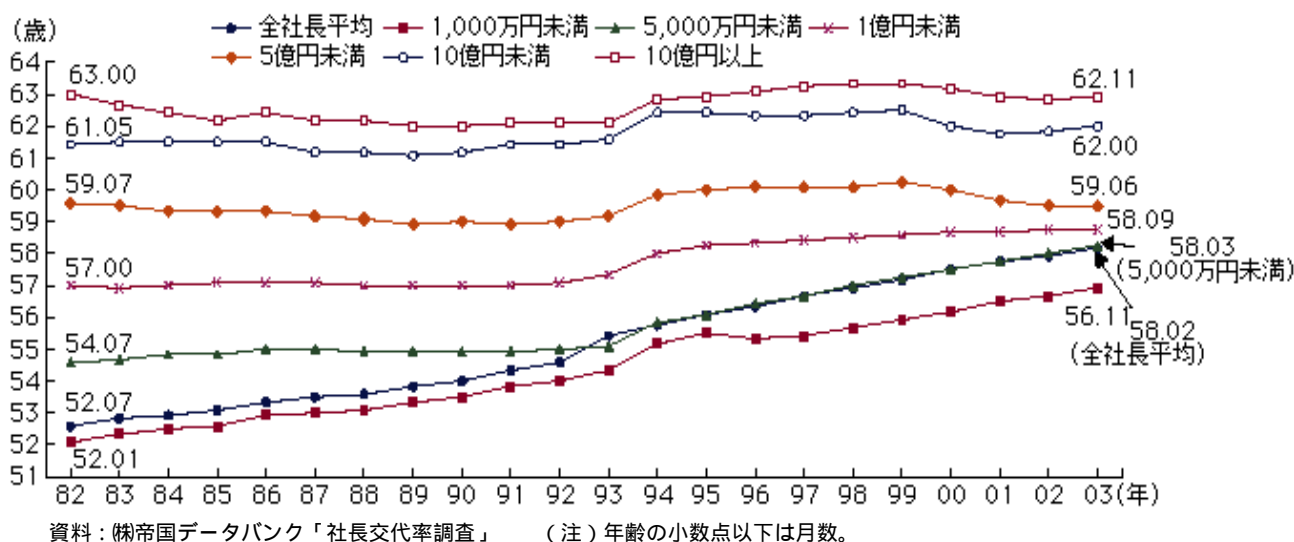


1 経営承継円滑化法創設の背景

1 中小企業の事業承継を取り巻く環境

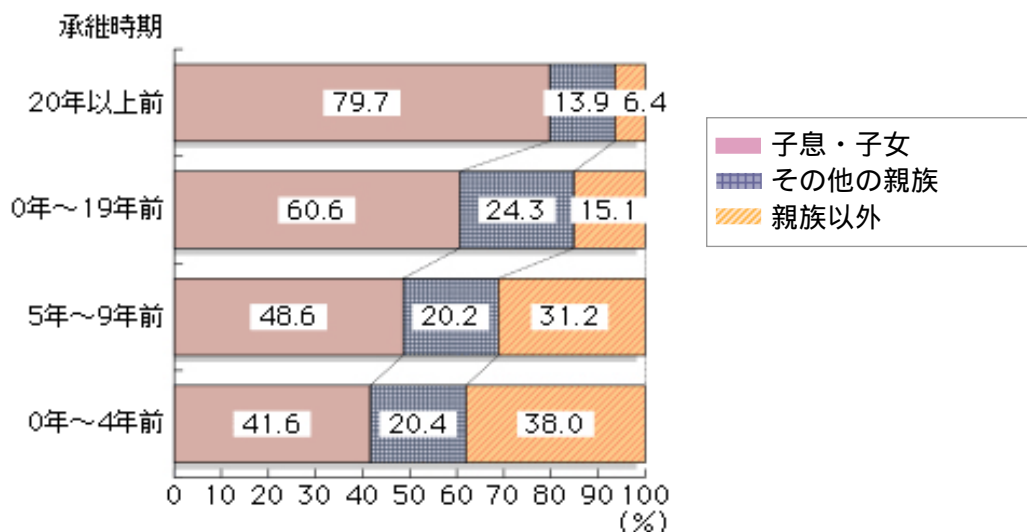
1 迫り来る事業承継の時期

下記のグラフが示すとおり、日本の社長の平均年齢は年々上昇しており、現在は約58歳となっています。また、別の調査によると、中小企業の経営者が考える自分の引退予想年齢は67歳となっているそうです。ということは、あと10年も経たないうちに多くの社長において引退想定年齢が到来し、事業承継が行なわれることとなります。



2 事業承継者にも変化が生じている

事業承継も時代とともに変化が生じています。20年前には、事業承継の約80%が子息・子女への承継となっており、他の親族を含めると約94%が親族への承継となっていました。しかし現在では、子息・子女への承継が約41%、その他の親族を合わせても、約62%にとどまっています。一方で親族以外の承継が20年前の6%から現在は38%に大幅に増加しています。



資料：(株)東京商工リサーチ「後継者教育に関する実態調査」(2003年)

2 事業承継の方法

事業承継の方法は大きく下記の3つに分類できます。

- 親族内承継
- 親族外承継（従業員その他）
- M & A

それぞれのメリット、デメリットは以下のとおりです。

1 親族内承継

メリット

- 一般的に、他の方法と比べて、内外の関係者から心情的に受け入れられやすい
- 後継者を早期に決定し、後継者教育等のための長期準備期間を確保することも可能
- 相続等により、財産や株式を後継者に移転できるため、他の方法と比べて、所有と

経営の分離を回避できる可能性が高い

デメリット

親族内に、経営の資質と意欲を併せ持つ後継者候補がいるとは限らない
 相続人が複数いる場合の後継者の決定、経営権の集中の困難性（将来的な経営の混乱を未然に回避するという意味において、親族内での株式の分散は極力回避する必要がある一方で、後継者以外（特に社外）の相続人への公平な財産分配についての配慮が必要）

2 親族外承継

メリット

親族内に後継者となる適任者がいない場合でも、会社の内外から広く候補者を求めることが出来る
 特に、社内で長期間勤務している従業員に承継する場合には、経営の一体性を保ちやすい

デメリット

親族内承継の場合以上には、後継者候補が経営への強い意志を有していることが重要となるが、適任者がいないおそれがある
 後継候補者に株式取得等の資金力が無い場合が多い
 個人債務保証の引継ぎ問題等

3 M & A

メリット

身近に後継者となる適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる
 現経営者が会社売却の利益を獲得できる

デメリット

希望の条件（従業員の雇用、価格等）を満たす買い手を見つけるのが困難
 経営の一体性を保つのが困難

2 相続税の納税猶予制度の創設

1 納税猶予制度の概要

今回の税制改正は、経営承継円滑化法の施行に伴い行われます。経営承継円滑化法の附則第二条に相続税に関する記述があります。

附則 第二条

政府は、平成 20 年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税に必要な措置を講ずるものとする。

これを踏まえて、平成 20 年の税制改正において、事業承継税制の見直しが盛り込まれ、新しい納税猶予制度が設けられる見込みとなりました。また、平成 21 年度の税制改正により具体的な内容が示され、平成 20 年 10 月 1 日以降に開始した相続に遡って適用されることとなります。

具体的には、代表者であった被相続人の所有する会社の株式等を後継者である相続人が相続した場合、その相続した議決権株式等の評価額の 80% に対応する相続税の納税が猶予されるというものです。

1 対象となる中小企業

(1) 中小企業であること

対象となる会社は、中小企業基本法に規定されている中小企業でかつ、非上場会社であることが大前提となります。具体的には、資本金基準又は従業員基準を満たすことが必要となります。

	資本金		従業員数
製造業・その他業種	3 億円以下	または	300 人以下
卸売業	1 億円以下	または	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	または	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	または	100 人以下

ただし、次の法人については、適用除外となっています。

風俗営業会社
 資産保有型会社（有価証券・不動産等の資産が総資産の70%以上）
 資産運用型会社（資産運用による収入が総収入の70%以上）
 直近の事業年度における総収入金額がゼロの会社
 常時使用する従業員の数がゼロの会社
 特別子会社が大法人等又は風俗営業会社である会社
 拒否権付種類株式（黄金株）を発行している場合にはその株式を経営承継相続人以外が保有していない場合
 一定の現物出資等資産の割合が70%以上の会社

（2）経済産業大臣の認定を受けた会社であること

原則的な取扱い

相続税の納税猶予制度の適用をうけるためには、相続発生前に経済産業大臣の認定を受けることが必要となります。

具体的には、相続開始前に事業承継に関して計画的に取り組んでいることが要件となりますが、詳細は今後、明らかになっていくものと思われます。

例外規定

ただし、法の施行後間もないことや、年齢的に事業承継計画を立てることが難しい等の理由により、次のような場合には、経済産業大臣の確認は不要とする例外規定が設けられています。

平成22年10月1日から平成22年3月31日までの相続
 代表者が被相続人の親族であり、被相続人が60歳未満で死亡した場合
 代表者が被相続人の親族であり、かつ、死亡の直前において役員であった場合において、死亡直前において、その代表者が所有していた株式と公正証書遺言により取得した株式等の合計が議決権の50%超となる場合

2 適用を受けることができる相続人等の要件

（1）経営承継相続人の要件

後継者であり、かつ役員に就任していること
 同族株主で過半数の議決権を有すること
 同族株主の中で筆頭株主であること 等

(2) 被相続人の要件

会社を経営していたこと
 同族株主で過半数の議決権を有すること
 同族株主の中で筆頭株主であること 等

2 納税猶予額の計算

1 全株が対象とはならない

今回の納税猶予の特例については、すべての株式が対象となるわけではありません。対象となる株式数には制限があります。税制改正大綱では、議決権株式数の3分の2に達する株式数までとなっています。

さらに、この3分の2については、従来から事業承継相続人が所有している株式数を合わせて3分の2とされています。

具体的な株式数の計算については、次のようになります。

【具体例】

相続財産 300 株（発行済株式数 300 株）の場合
 $300 \times \frac{2}{3} = 200$ 株 対象株式数
 相続財産 250 株（発行済株式数 300 で残りは後継者が所有）の場合
 $300 \times \frac{2}{3} = 200$ 株
 ただし、後継者が 50 株所有しているため、
 $200 - 50 = 150 > 250$ 150 株 対象株式数

2 納税猶予額の計算方法

納税猶予額については、次のように計算されます。

納税猶予の適用が無いものとして通常の相続税の計算を行う（経営承継相続人以外の相続税額）
 経営承継相続人が、特例適用株式（100%）のみを相続した場合の相続税の計算を行う（その他の相続人の取得財産は不変）
 経営承継相続人が、特例適用株式（20%）のみを相続した場合の相続税の計算を行う（その他の相続人の取得財産が不変）
 経営承継相続人の と の相続税の差額が納税猶予額となる

【具体例】

条件

相続人はA、B（ともに子ども）の2名

相続財産は、A（現金2億円、株式3億円）、B（現金5億円）の合計10億円とする

株式3億円は、発行済み株式の全部である。よって特例歴用株式は2億円

通常の相続税の計算

$$1,000,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2) = 930,000 \text{ 千円}$$

$$930,000 \text{ 千円} \div 2 = 465,000 \text{ 千円}$$

$$465,000 \text{ 千円} \times 50\% - 47,000 \text{ 千円} = 185,500 \text{ 千円 (Bの相続税額)}$$

Aが特例適用株式のみを相続した場合

相続財産の合計はA（2億円）、B（5億円）の合計7億円となる。

$$700,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2) = 630,000 \text{ 千円}$$

$$630,000 \text{ 千円} \div 2 = 315,000 \text{ 千円}$$

$$315,000 \text{ 千円} \times 50\% - 47,000 \text{ 千円} = 110,500 \text{ 千円}$$

$$110,500 \text{ 千円} \times 2 = 221,000 \text{ 千円}$$

$$221,000 \text{ 千円} \times (2 \text{ 億円} / 7 \text{ 億円}) = 63,142 \text{ 千円} \dots\dots \text{ア}$$

Aが特例株式の20%のみを相続した場合

相続財産の合計はA（4,000万円）、B（5億円）の合計5億4千万円となる。

$$540,000 \text{ 千円} - (50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2) = 470,000 \text{ 千円}$$

$$470,000 \text{ 千円} \div 2 = 235,000 \text{ 千円}$$

$$235,000 \text{ 千円} \times 40\% - 17,000 \text{ 千円} = 77,000 \text{ 千円}$$

$$77,000 \text{ 千円} \times 2 = 154,000 \text{ 千円}$$

$$154,000 \text{ 千円} \times (0.4 \text{ 億円} / 5.4 \text{ 億円}) = 11,407 \text{ 千円} \dots\dots \text{イ}$$

納税猶予額の計算

$$\text{ア} - \text{イ} = 51,735 \text{ 千円 (納税猶予額)}$$

$$\text{結果として Aは } 185,500 \text{ 千円} - 51,735 \text{ 千円} = 133,765 \text{ 千円}$$

$$\text{Bは } 185,500 \text{ 千円}$$

が、申告時に納める相続税額となる。

3 納税猶予額の免除と納付

(1) 猶予額の免除

次のような場合には、相続税の申告時に納税が猶予された税額の納税は免除されます。

経営承継相続人が、特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合
相続税の申告期限から5年経過後で、特定適用株式等を継続して所有しており、次のいずれかに該当する場合

対象の会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、猶予税額の全額を免除する（参照）。

次の後継者へ特例適用株式等を贈与した場合で、後述する贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、猶予税額の全額を免除する。

同族関係者以外に、特定適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は時価のいずれか高い額が、猶予税額を下回る場合には、その差額分を免除する（参照）。

過去5年間の経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。

(2) 猶予額の全額納付

事業承継相続人が相続税の法定申告期限からの5年間で、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で猶予税額の全額を納付することとされています。

具体的には次の要件を満たす必要があります。

代表者であり続けること
雇用の8割以上を維持していること
納税猶予の対象となった株式を継続して保有していること

代表者であり続けること

企業の継続を前提とした円滑な事業承継が目的となっているため、重要な要件といえますが、病気・けが等のやむを得ない理由等により代表者を続けることが困難になった場合や障害者手帳の交付を受けた場合等には、救済措置があると思われます。

雇用の8割以上を維持していること

雇用の8割以上の維持が必要ですが、役員を除く「常時使用する従業員の数」が、当初の「常時使用する従業員の数」を下回ったかどうかで判定することとなります。この「常時使用する従業員の数」は、厚生年金保険、健康保険加入者の数をベースとして判断されることとなります。

納税猶予の対象となった株式を継続して保有していること

これについても、組織再編を行ったことにより、株式等を手放した場合でも、実質的に事業継続が行われている等の一定の要件を満たしていれば認定を継続できることとされる見込みです。

(3) 猶予額の一部納付

相続税の法定申告期限から5年を経過した後に、納税猶予の対象となった株式等の譲渡等を行なった場合には、その納税猶予の対象となった株式等の総数に対する譲渡した株式等の割合に応じて、猶予税額を納付することとなります。

したがって、法定申告期限から5年以内の譲渡については、その割合に関わらず猶予税額の全額を納付することとなりますが、5年を越えた場合には、譲渡割合に応じての納付になります。

4 利子税の納付と担保提供

上記(2)(3)のように、納税猶予額の全額または一部の納付があった場合には、併せて利子税の納付が必要になります。

相続税は、本来、法定申告期限までに納付しなければなりません。特例として納税猶予の規定が設けられています。しかし、上記に挙げたような理由によって猶予税額の全部または一部の納付が必要となった場合には、本来の支払期日からの利子に相当する利子税を納付することとなります。

また、納税猶予の対象となった株式等については、その全てを担保に供することとなります。

5 適用後の確認

納税猶予制度の適用を受けた場合には、事業継続期間については、毎年1回、その後は3年ごとに税務署へ届出を行う必要があります。

3 他規定との併用等

1 適用時期等

(1) 遡及適用

この規定は、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始した相続について適用されます。

(2) 申告期限の特例

平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに開始した相続で、被相続人の遺産に、その被相続人が代表者であった会社の株式等が含まれている場合には、その申告期限が、平成 22 年 2 月 1 日まで延長されます。

2 他規定との併用

(1) 小規模宅地等の特例との併用

相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地等の特例との併用を認めることとなりました。

(2) 現行の特例制度の一部廃止

10%減額特例の廃止

10%の減額特例は、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止されます。なお、同日までに、この規定により贈与を受けた株式等については、(イ)10%減額特例を適用する。(ロ)要件を満たしている場合には納税猶予制度を適用する。のいずれかを選択できるようになっています。

(3) 特定同族株式等に係る相続時清算課税制度の廃止

特定同族株式等に係る相続時清算課税制度の特例についても、次の贈与税の納税猶予制度の創設の伴い廃止されます。これにつきましても、一定の要件を満たしている場合には、納税猶予制度の適用を受けうる事が出来ると思われれます。

3 贈与税の納税猶予制度

1 制度の概要

後継者が、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、贈与によりその保有株式の全部を取得し、その会社を営む場合には、その猶予対象株式等に係る贈与税の納税を猶予する規定が設けられました。この規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与から適用されます。

2 具体的要件等

1 対象株式等

贈与前から既に所有していたものを含めて、発行済み議決権株式の総数の 3 分の 2 に達するまでの部分の株式が贈与税の納税猶予の対象となります。

2 適用を受けることができる後継者等の要件

(1) 先代経営者の要件

会社の代表者であったこと
 役員を退任すること
 同族関係者と合わせて、議決権総数の 50% 超を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であったこと

(2) 後継者の要件

会社の代表者であること
 先代経営者の親族（6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族）であること
 20 歳以上、かつ、役員就任から 3 年以上経過していること
 同族関係者と合わせて、議決権総数の 50% 超を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること

(3) 贈与に関する要件

先代経営者が所有している株式の全部を一括で贈与すること
 3分の2を超える部分については、通常の贈与（相続時精算課税との併用も可能）として取り扱うこと

3 その他の要件等

その他、贈与税の納税猶予に関して、次のような規定が設けられています。

贈与後、5年間の事業継続要件がある
 5年間の事業継続期間については毎年1回、その後は3年ごとに税務署長への届出が必要となる
 贈与税額の免除・一括納付については、相続税の納税猶予の要件と同様

3 相続税の納税猶予との関係

1 相続税の計算方法

贈与税の納税猶予の適用を受けた後に、先代経営者に相続が発生した場合には、次のように取り扱われます。

先代経営者が死亡した時点で、猶予税額は免除される。
 贈与を受けた特定株式等については、相続財産に含めて相続税を計算する。
 その際の評価額については、相続時の評価額ではなく、贈与時の評価額とする。
 で計算した相続税額については、相続税の納税猶予制度の適用を受けることが出来る。
 5年間の事業継続要件は、贈与時から発生していることとなる。

2 経済産業大臣の確認

贈与税の納税猶予を受けた経営承継相続人が、先代経営者の死亡に伴い、相続税の納税猶予制度の適用を受けようとする場合には、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。